

やまなし自然首都圏構想研究会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウィズ／ポスト・コロナの時代に対応した、首都と地方の新しい関係性を大きなテーマとし、今後の生活、経済、文化、教育などすべてを変える New Normal として、山梨がどういう価値を提供でき、どう実現するのか研究するため、有識者から幅広く意見を聴取することを目的として開催するやまなし自然首都圏構想研究会（以下「研究会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 研究会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有するものの中から、知事が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第3条 研究会は、知事が招集する。

2 研究会に座長を置き、知事が座長を指名する。

3 座長は会議を進行する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を研究会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第4条 研究会には、第1条の事項のより詳細な研究のため、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務はリニア未来創造局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、リニア未来創造局長が定める。

附則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

やまなし自然首都圏構想研究会専門部会開催要綱

(趣旨)

第1条 やまなし自然首都圏構想研究会（以下「研究会」という。）開催要綱第4条の規定に基づき、自然首都圏構想推進部会及び二拠点居住推進部会を開催することとし、その運営に関し必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 自然首都圏構想推進部会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ウィズ／ポスト・コロナの時代における本県のあるべき姿に関する事項
- (2) その他必要な事項

2 二拠点居住推進部会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本県への二拠点居住の推進に係る具体的な施策に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3条 専門部会は、知事が指名する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 専門部会は、知事が招集する。

- 2 専門部会に座長を置き、知事が座長を指名する。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 専門部会には、第2条の事項のより詳細な研究のため、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務はリニア未来創造局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、リニア未来創造局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

やまなし自然首都圏構想研究会専門部会ワーキンググループ開催要綱

(趣旨)

第1条 やまなし自然首都圏構想研究会（以下「研究会」という。）専門部会開催要綱第5条の規定に基づき、ワーケーションワーキンググループ及び地域未来ビジョン研究会を開催することとし、その運営に関し必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 ワケーションワーキンググループでは、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本県におけるワーケーションの推進に係る具体的な施策に関する事項
- (2) その他必要な事項

2 地域未来ビジョン研究会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高速交通網整備を踏まえた、本県の発展に向けた各地域の未来ビジョンに関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3条 ワーキンググループは、リニア未来創造局長が指名する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 ワーキンググループは、リニア未来創造局長が招集する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、リニア未来創造局長が座長を指名する。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をワーキンググループに出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務はリニア未来創造局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、リニア未来創造局リニア未来創造・推進課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。